

墨田区知的財産権取得補助金

特許権・実用新案権・意匠権・商標権

墨田区では、区内中小企業が知的財産権を取得する際にかかる費用の一部を補助しています。
知的財産権の取得を検討されている方は、是非ご活用いただき、商品開発などにお役立てください。

対象となる知的財産

特許権 実用新案権 意匠権 商標権

※国内出願に限る

補 助 金 額

補助対象経費の半額で上限20万円
(千円未満は切り捨て)

対 象 者

- (1) 中小企業者で、区内に主たる事業所を有すること。
- (2) 知的財産権に係る出願人であること。
- (3) 知的財産権に係る出願時に区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (4) 前年度の住民税を滞納していないこと。
- (5) 知的財産権の活用事業計画があること。
- (6) 特許権の出願に係る補助にあっては、先行技術調査が終了していること。
- (7) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- (8) 当該補助について、すみだビジネスサポートセンターが実施する相談を受けていること。ほか

対 象 経 費

- (1) 知的財産権に係る出願料及び出願審査請求料又は技術評価請求料
- (2) 知的財産権に係る特許料又は登録料
- (3) 知的財産権の出願及び取得に係る手続きを弁理士又は弁護士に委託した場合は、弁理士又は弁護士に対する報酬
- (4) その他区長が特に必要であると認める経費

受 付 期 間

隨時（出願日から2年以内に、経営支援課へ申請してください。）

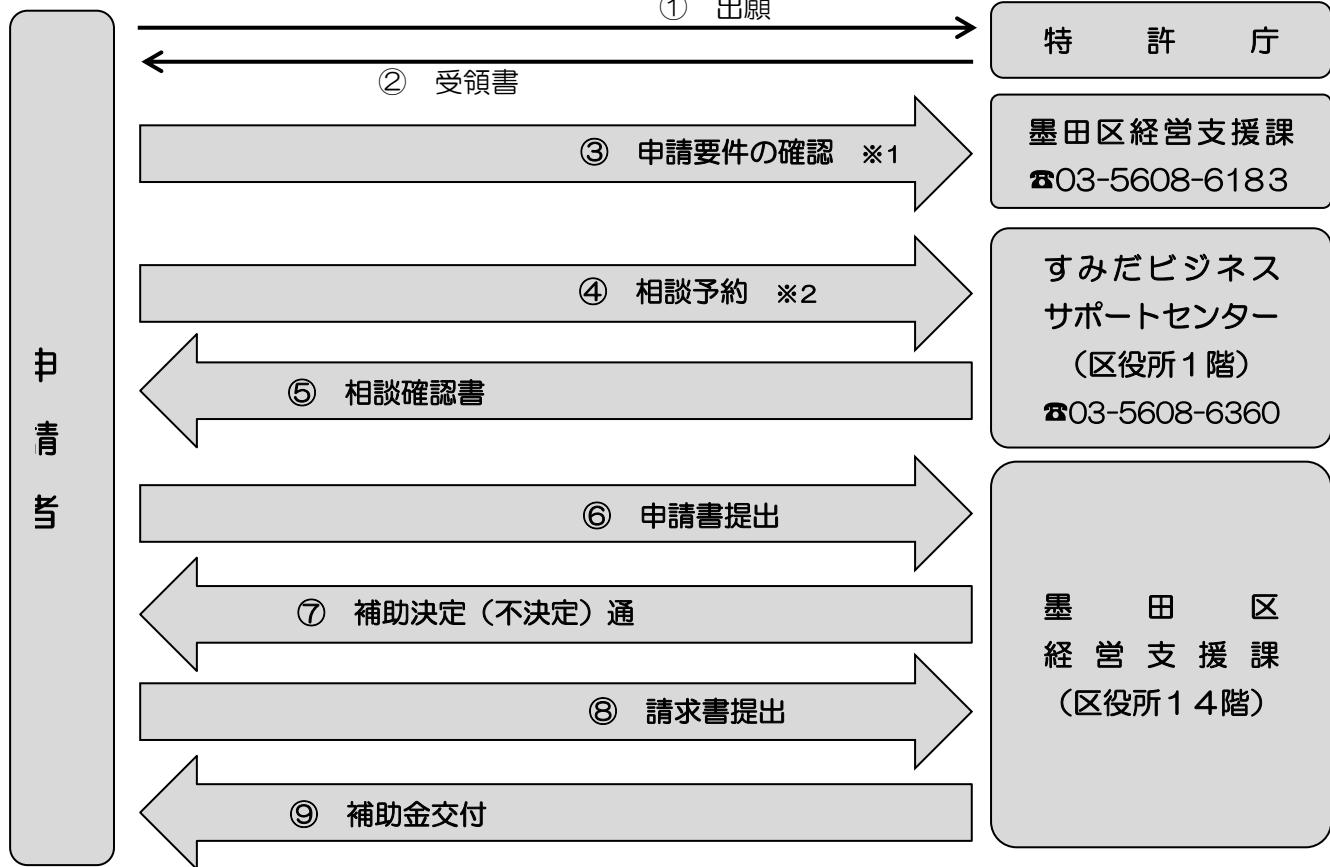
※ 毎年度、予算額に達し次第受付を終了します。

対象事業者の制限

補助対象事業者が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付を受けられません。

- (1) 同一年度に当補助金の交付を受けた場合
- (2) 同一の知的財産権について当補助金の交付を受けた場合
- (3) 補助対象事業者が取得する知的財産権について、国又は他の地方自治体からこの補助金と同一の趣旨の補助金の交付を受けた場合

補助金交付申請の流れ



※1 申請要件の確認をしますので、お電話ください。

※2 すみだビジネスサポートセンターで、すでに一般的な経営相談をしている場合でも、補助金申請時にあらためて相談を受けていただく必要があります。

申 請 書 類

- 交付申請書（第1号様式）
 - 企業概要（第2号様式）
 - 前年度の法人住民税納税証明書（個人事業主の場合、個人住民税納税（非課税）証明書）
 - 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合、開業届又は直近の確定申告の写し）
 - 出願書類の写し・出願受領書の写し
 - 対象経費に係る領収書の写し（提出できない場合、振込額及び振込先の分かる銀行振込控と支払用途の分かる請求書の写し）
 - 申請額に登録料が含まれる場合、登録証の写し
 - 特許権の場合、先行技術調査が終了していることが確認できる書類
 - 相談確認書（すみだビジネスサポートセンターで相談後に受け取る書類）
 - 知的財産権取得補助金申出書
- * 必要に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。

お問い合わせ・申請先

墨田区 産業観光部 経営支援課

所在地：〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電 話：03-5608-6183 E-mail：keiei@city.sumida.lg.jp